

地方独立行政法人法案と「公立大学法人」

先月 25 日、地方独立行政法人法案が閣議決定され国会に提出された。連休明けには「国立大学法人法案」がヤマ場を迎えるが、公立大学の独立法人化も国会の場で審議が始まることになる。

法案第 2 条によると、この法律において地方独立行政法人は次のように定義される。「住民の生活並びに地域社会及び地域経済の安定等の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律に定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。」対象業務は試験研究、大学の設置・管理、公営企業に相当する事業の経営、社会福祉事業の経営などであり、施行期日は 2004 年 4 月 1 日である。

文部科学省の概要説明によると、地方独立行政法人法案において、「公立大学法人」に関する独立した章を設け、大学における教育研究の特性に配慮する特例を規定したとする。公立大学協会は 2002 年 12 月、「公立大学法人化の取組み」という報告書を公表した。そこでは公立大学専用の根拠法の制定が望ましと指摘しており、公大協の主張は認められなかったわけだ。

法案の第 7 章で「公立大学法人に関する特例」が規定され、第 68 条から第 80 条がその条文となっている。第 69 条で「設立団体は、公立大学法人に係るこの法律の規定に基づく事務を行うに当たっては、地方独立行政法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない」と述べている。問題は法案において、大学における教育研究の特性に配慮されているかどうかである。

文部科学省によると、「公立大学法人」制度における特例の概要は次のようである。「国立大学法人」の制度設計にならい、必要な特例を規定しているが、擬態的な組織・運営等は、地方自治体の裁量にゆだねる弾力的な制度とする。具体的には、法人の長（理事長）＝学長を原則、学長・教員の任免等について、大学の意向を尊重する手続き。経営に関する審議機関、教育研究に関する審議機関を設置し、具体的な審議事項等は地方自治体が決定。中期目標の期間（6 年）・項目は、国立大学法人と同様。認証評価期間の専門的な評価を踏まえ、各地方自治体におかれる評価委員会が評価。国立大学法人と同様に役職員の身分は「非公務員型」とし、弾力的な人事システムを実現。

「国立大学法人」の経営組織などは、法案の調整過程で大幅に修正されてきた。こうした動きが「公立大学法人」制度にも大きく影響をあたえている。運営組織や中期目標、役職員の身分などは「国立大学法人」と同じような制度設計となっている。評価委員会などで独自の面もみられるが、財源措置等での特例が規定されていない。地方分権時代の「公立」大学のあり方が問われている。

（5 月 6 日 記）

